

奈 政 行 第 3 号

平成 30 年 5 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 八 尾 俊 宏 様  
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

## V. 公有財産の管理に関する監査結果

### 2. 公有財産の管理に関する全般的検討

#### (2) 公有財産台帳の管理手続

##### ① 公有財産台帳の記載誤り・記載漏れ

（資産経営課）

#### 【監査結果】

今回の調査では、公有財産台帳に関して地番、名称等の記載誤り及び実在する財産の記載漏れが散見された。原因としては、所管課から管財課への報告誤り及び報告漏れ、管財課の入力誤り及び入力漏れ等が考えられる。

公有財産規則第13条において、部長は、所管する公有財産の維持、保存及び運用について、常にその状況を把握するとともに、公有財産が台帳及び附属の図面と符合するように注意しなければならないとされている。また、公有財産規則第43条において、総務部長は、公有財産台帳を調整するとともに、異動の都度補正し、常に公有財産の状況を明らかにしなければならない（第1項）、部長は、その所管に属する公有財産について、異動の都度補正しておかななければならないとされている（第2項）。

今回の調査で判明した記載誤り・記載漏れを修正するとともに、他にも記載誤り・記載漏れがないかを管財課及び所管課で調査し、台帳の正確性及び網羅性について検証されたい。なお、公有財産台帳の検証は、担当者ごとのレベルを均一化するためにチェックリストにより行われたい。

#### 【措置の内容】

平成25年度において、公有財産台帳の内容と、奈良市資産税課の土地データ、登記簿等との突合せを行い、台帳の精緻化を図り、調査で判明した記載誤り・記載漏れ等を修正しました。また、平成27年度の新公有財産システム導入時においてもデータの精緻化を図りました。

新公有財産システム導入に合わせて、平成28年度にシステムの入力マニュアルを作成し、誤入力等を未然に防げるように対策しました。

また、新システムでは所管課からの報告誤りや記載漏れの防止を徹底するため、各課でシステム入力後、内容を再確認した上で決裁をとって仮登録し、資産経営課で各課から提出された書類をもとに再度内容確認した上で決裁後に本登録を行い、二重の決裁体制で入力するようにしました。また、企業局に係る財産については全件確認し削除しました。

### 3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

#### (3) 個別検討結果

##### ㊸仮称文化情報芸術館

(文化振興課・資産経営課)

#### 【監査結果】

情報館の建設が当初の予定通り進まないと判明した段階で、よりよい利活用を検討するためには、全庁的な検討課題資産として把握されることが望ましい。当初の予定通りの利用目的を一旦は喪失したわけであるから、行政財産の用途廃止を行い、管財課への所管換えを行うべきである。

#### 【措置の内容】

行政財産の用途廃止を行い、平成29年7月18日にインターネット公有財産売却の入札を行った結果、平成29年9月7日に落札業者と契約を締結しました。